

四日市市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度等に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第61号

四日市市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度等に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

四日市市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度等に係る優良宅地等の認定に関する規則（平成9年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（認定申請の手続）</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ<u>又は</u>第63条第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく認定（以下「優良宅地認定」という。）を受けようとする者は、造成完了後譲渡するまでに優良宅地認定申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ<u>又は</u>第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優</p>	<p>（認定申請の手続）</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、<u>第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イの規定</u>に基づく認定（以下「優良宅地認定」という。）を受けようとする者は、造成完了後譲渡するまでに優良宅地認定申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、<u>第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロの規定</u>に基づく認定（以下「優良住宅認定」という。）を</p>

良住宅認定申請書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進捗している場合においては、工事完了前においても行うことができる。

受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進捗している場合においては、工事完了前においても行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（都市計画部開発審査課）